

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

- 国土調査の成果の認証 (土地対策課) 一
- 環境基準の水域類型の指定 (環境対策課) 一
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 二
- 漁場設定計画の決定 (水産業振興課) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 道路の供用開始 (同) 四
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 四
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (障害福祉課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (教育庁高校教育課) 四
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 五
- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 (公安委員会) 五
- 鉄砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく医師の指定に関する規則 五
- 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査の実施 五
- 鉄砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく医師の指定 七

告 示

○宮城県告示第五百八号
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。
平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行った者の名称
名取市
- 二 調査を行った時期
平成十九年度から平成二十年度まで
- 三 成果の名称
名取市の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
名取市高館川上字西樽水の一部、同高館川上字薬師の一部、同高館熊野堂字余方中東の一部、同高館熊野堂字余方西の一部
- 五 認証年月日
平成二十一年五月二十二日

○宮城県告示第五百九号
環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、水生生物の保全に係る環境基準の水域類型を次のとおり指定する。
平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川

- 一 河川（湖沼を除く。）

| 水域の名称 | 水域の範囲 | 該当類型 | 達成期間 |
|-------|------------------------------|------|------|
| 鳴瀬川水域 | 鳴瀬川上流（花川合流点より上流（流入する支川を含む。）） | 生物A | イ |
| | 鳴瀬川下流（花川合流点より下流（流入する支川を含む。）） | 生物B | イ |

| | | | |
|-------|----------------------------|-----|---|
| 吉田川水域 | 吉田川上流（魚板橋より上流（流入する支川を含む。）） | 生物A | イ |
| | 吉田川下流（魚板橋より下流（流入する支川を含む。）） | 生物B | イ |

二 湖沼

| 水域の名称 | 水域の範囲 | 該当類型 | 達成期間 |
|-------|--------|------|------|
| 漆沢ダム | 漆沢ダム全域 | 生物A | イ |
| 南川ダム | 南川ダム全域 | 生物A | イ |

備考

- 一 該当類型の欄の記号の意義は、1にあつては水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表二の1の①のイの、2にあつては同表1の②のウの記号の例による。
- 二 達成期間の欄の記号「イ」は、直ちに達成の意義である。

○宮城県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県管土地改良事業多田川地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十一年六月二日から平成二十一年六月三十日まで

- 三 縦覧場所
加美町役場

○宮城県告示第五百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び地元地区

| 公示番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項 | | 制限又は条件 | 地元地区 | 存続期間 | |
|---------|----------------|-----------------|-----------------|----------|---|-------------------|---|-----------|-------------------------|--------------------|
| | | | | | 漁 場 区 域 | 漁 場 点 の 表 示 | | | | |
| 区 第2683 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 9月1日から翌年5月31日まで | 石巻市西浜町地先 | 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（世界測地系表示） | | 試験養殖とするも、漁場ウ及びエの位置並びにその中間2箇所に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 | 石巻市門脇字浦屋敷 | 平成21年9月1日から平成25年8月31日まで | |
| | | | | | ア | 北緯 38°24' 12.694" | | | | 東経 141°15' 10.873" |
| | | | | | イ | 38°24' 21.563" | | | | 141°15' 43.111" |
| | | | | | ウ | 38°24' 10.425" | | | | 141°15' 47.718" |
| エ | 38°23' 54.307" | 141°15' 19.548" | | | | | | | | |

二 免許予定日 平成二十一年九月一日
 三 申請期間 平成二十一年六月一日から同年七月三十一日まで
 ○宮城県告示第五百十三号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
 平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 一 許可を取り消した年月日
 平成二十一年五月二十日
 二 商号又は名称等

| | | | | |
|-----------------------|-----------------|---------------------|--|------------------|
| 株式会社佐藤プロトザイ工業 佐藤 宏 | 角田市梶賀字高畑南四百九、三 | 般、十八号 第七千八百十九号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 | 平成二十一年 四月二十日 |
| 株式会社桜井建設 桜井 春一 | 名取市下増田字屋敷七十三、三 | 般、十七号 第六千八百九十五号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 | 平成二十一年 四月二十一日 |
| 株式会社鈴木忠勝 鈴木 忠勝 | 仙台市泉区七北田字白水澤百、一 | 般、十八号 第四千九百六十一号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 水道施設工事業 | 平成二十一年 四月十六日 |
| 株式会社吉田稔 吉田 稔 | 遠田郡涌谷町字渋江十七 | 般、十八号 第七千九百十号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 水道施設工事業 | 平成二十一年 四月二十一日 |
| 有限会社高義工務店 高橋 照義 | 石巻市中里七丁目二、八 | 般、十七号 第九千八百十号 | 一部廃業 一般建設業 大工事業 内装仕上工事業 | 平成二十一年 四月二十日 |
| 有限会社インテリア工房 永井 武男 | 塩竈市本町十、八 | 般、十九号 第一万二千五百一十号 | 全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工事業 内装仕上工事業 | 平成二十一年 四月二十八日 |

| | | | | |
|-------------------|------------------|----------------------|--|------------------|
| 加藤産業 功 | 大崎市古川大宮七丁目五、一 | 般、十六号 第一万二千八百六十八号 | 全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業 | 平成二十一年 四月二十二日 |
| 株式会社ダイケ 大和田 康正 | 仙台市青葉区宮町五丁目七、二十八 | 般、十七号 第二万三千二百二十九号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 | 平成二十一年 四月十六日 |
| 寺脇商工株式会社 松原 利雄 | 仙台市青葉区一番町二丁目二、十三 | 般、十七号 第一万五千三百七十二号 | 一部廃業 一般建設業 大工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 タイル・れんが・ブロッック工事業 | 平成二十一年 四月十七日 |
| 安信工業株式会社 轟木 実嘉 | 仙台市宮城野区新田三丁目一、十一 | 般、十六号 第一万五千七百一十四号 | 全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工事業 屋根工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロッック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業 | 平成二十一年 四月二十七日 |
| 曳地工業 曳地 忠男 | 角田市角田字南二十二、十 | 般、十九号 第一万六千六百一十二号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 | 平成二十一年 四月二十八日 |

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 鹿島台鳴瀬線
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 道路の区域

| 変更の区間 | 変更の前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 備考 |
|--|----------|------------------------------|-------------------------|--|
| 大崎市鹿島台木間塚字上地二七〇番一 地先から 同市鹿島台木間塚字上地四三三番地先 まで | 前A 後B | 一九・〇 二五・〇 一八・六 五二・六 | 四〇〇・〇 四〇〇・〇 四一六・〇 | 上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。 |

○宮城県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|--------|--|------------------|
| 県道 | 鹿島台鳴瀬線 | 大崎市鹿島台木間塚字上地二七〇番一 地先から 同市鹿島台木間塚字上地四三三番地先まで | 平成二十一年 五月二十九日 |

○宮城県告示第五百十五号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示（第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「並びにこれ」を「及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十一年法律第二十五号）に規定する地方人特別税（以下単に「地方人特別税」という。）並びにこれらに改め、同条第五項中「並びにこれ」を「及び地方人特別税並びにこれら」に改める。

別表第三第一号の株式会社北日本銀行の項中「石巻市中央二丁目九番十七号」を「石巻市立町一

丁目六番七号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年五月二十九日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程別表第三第一号の表の規定は、同月十八日から適用する。

○宮城県告示第五百十六号

加美郡色麻町色麻土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年五月二十一日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年五月二十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公告する。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 変更前 | 変更後 | 名称 | 所在地 |
|-----------|-----------------|----|-----|
| ジャスコ富谷店薬局 | 富谷町字大清水三十三街区一画地 | | |
| クオール薬局岩沼店 | 岩沼市中央三・三・八 | | |
| | 岩沼市中央三・四・二十七 | | |

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種1号）二百キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年四月八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社アイザワ 塩釜市新浜町二丁目一番十三号
- 五 落札金額 千九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年二月十三日

選挙管理委員会

○高選管告示第七十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年高選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二介護老人保健施設つき苑の項の次に次のように加える。

医療法人社団清山会介護老人保健施設とくらの社 柴田郡大河原町松ヶ原字藪田三二番地

附 則

この告示は、平成二十一年五月二十九日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定に関する規則を次のように定める。

平成21年5月29日

宮城県公安委員長 中村 孝也

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定に関する規則

（指定）

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから

行うものとする。

| 診断の対象者 | 医 師 |
|--|--|
| 法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に規定する病気にかかっている者 | 左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 |
| 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者 | 左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 |

（公示）

第2条 法第12条の3の規定に基づき医師を指定したときは、宮城県公報で公示するものとする。

（委任）

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第85号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。
平成21年5月29日

宮城県公安委員長 中村 孝也

1 審査に係る警備業務の種類及び級

- (1) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の

| | |
|---|---|
| <p>事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る 1 級及び 2 級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 前記 1 に掲げる警備業務の種別に係る 1 級の審査 平成21年7月2日（木）午前9時30分から午後1時00分まで</p> <p>(2) 前記 1 に掲げる警備業務の種別に係る 2 級の審査 平成21年7月2日（木）午後1時30分から午後5時00分まで</p> <p>3 実施場所 仙台市泉区高森 2 丁目 1 番地の39</p> <p>4 審査定員 仙台地域職業訓練センター</p> <p>5 審査対象者 前記 1 に掲げる警備業務の種別ごとに 1 級及び 2 級それぞれ30人</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第 7 条第 2 項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務 1 級 検定期則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定期則」という。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の交通誘導警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者</p> <p>(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定に合格した者</p> <p>(3) 貴重品運搬警備業務 1 級 旧検定の貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定に合格した者</p> <p>(4) 交通誘導警備業務 2 級 旧検定の交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧検定期則第 1 条第 2 項に規定する 2 級以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者</p> <p>(5) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者</p> <p>(6) 貴重品運搬警備業務 2 級 旧検定の貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者</p> | <p>6 審査内容 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）</p> <p>7 審査申請手続</p> <p>(1) 審査申請の受付期間 平成21年6月11日（木）から平成21年6月24日（水）まで（土・日曜日は除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時まで）ただし、先着順に受け付け、審査定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所地在有する者 住所地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所地在有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所地在有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>エ 前記アからウのいずれにも該当しない者で、宮城県公安委員会から旧検定期則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けているもの 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 審査申請書（検定期則別記様式）1 通</p> <p>イ 旧検定期則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1 通</p> <p>ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを。）1 葉</p> <p>エ その他</p> <p>(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、宮城県内の住所地在有する書面 1 通</p> <p>(ロ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通</p> <p>(ハ) 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課に提出する者は、住所地在有する書面</p> |
|---|---|

1 通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

8 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

9 その他

審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線3184）

○宮城県公安委員会告示第86号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づき、次のとおり医師を指定した。

平成21年5月29日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 指定した医師の氏名並びにその者が勤務する病院の名称及び所在地等

| 医師の氏名 | 病院の名称 | 病院の所在地 | 診断の対象者 |
|-------|----------|-------------------|---|
| 窪田 恭彦 | 国見台病院 | 仙台市青葉区国見一丁目15番22号 | <ul style="list-style-type: none"> 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第2号に規定する政令で定める瘧疾（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める瘧疾を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び法第4号に掲げる者 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者 |
| 高階 憲之 | 南浜中央病院 | 岩沼市寺島字北新田111番地 | |
| 門間 好道 | こだまホスピタル | 石巻市山下町二丁目5番7号 | |
| 石井 一 | 木村病院 | 大崎市古川中島町1番8号 | <ul style="list-style-type: none"> 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める瘧疾にかかっている者 |
| 高橋 剛夫 | ハ乙女クリニック | 仙台市泉区ハ乙女二丁目12番2号 | |

2 指定年月日

平成21年6月1日